

令和 6 年度名古屋市教育委員会第32号議案

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

特別支援学校の高等部の定員について、別に定めることとします。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和 7 年 3 月 24 日提出 総務部総務課)



名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「もののほか、別表のとおりとする」を削る。

別表を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(参 考)

○名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号） 抜
すい（下線部分は改正部分）

（部の設置及び児童生徒の定員）

第2条 名古屋市立西特別支援学校、名古屋市立南特別支援学校、名古屋市立
天白特別支援学校及び名古屋市立守山特別支援学校に小学部、中学部及び高
等部を、名古屋市立若宮高等特別支援学校に高等部を置く。

2 児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の定員は、別に教育委員会が
定めるもののほか、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

名称	部	学科	定員
<u>名古屋市立西特別支援学校</u>	<u>高等部</u>	<u>普通科</u>	<u>153人</u>
<u>名古屋市立南特別支援学校</u>	<u>高等部</u>	<u>普通科</u>	<u>278人</u>
<u>名古屋市立天白特別支援学校</u>	<u>高等部</u>	<u>普通科</u>	<u>118人</u>
<u>名古屋市立守山特別支援学校</u>	<u>高等部</u>	<u>普通科</u>	<u>158人</u>
		<u>産業科</u>	<u>75人</u>
<u>名古屋市立若宮高等特別支援学校</u>	<u>高等部</u>	<u>産業科</u>	<u>40人</u>
<u>備考 重複障害学級の定員を含む。</u>			